

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
西之表市	大平・峯・下郷地区 (大平集落・峯集落・下郷集落)	令和3年3月	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	122.2 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	79.5 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	34.2 ha
i うち後継者未定の農業者の耕地面積の合計	1.1 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	30.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕地面積の合計	13.8 ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

大平・峯・下郷地区は、ほ場整理されている農地が多く、「安納いも」の誕生の地としても知られているため、借り手の希望が多く需要は高い。高齢化は進んでいるが、認定農業者法人や後継者も一定数いる。しかしながら、相続未登記等による相対での貸し借りも多いので、今後は農地中間管理機構への貸付を推進し、中心経営体への集積に繋げ、サツマイモを基軸とした作物生産体系を確立することが重要である。

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

大平集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者の3経営体と認定農業者法人の5経営体が担っていくほか、入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

峯集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者の5経営体と認定農業者法人の4経営体が担っていくほか、入作を希望する認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。

下郷集落の農地利用は、中心経営体である認定農業者の3経営体と認定農業者法人の3経営体が担っていくほか、入作を希望する認定新規就農者や認定農業者法人の受入れを促進することにより対応していく。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者	現 状		今後の農地の引き受けの意向		
	(氏名・名称)	経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	青果用さつまいも	2.2ha	園芸	2.2ha	大平
認農	B	生産牛、牧草	0.7ha	生産牛、牧草	3.0ha	峯
認農	C	経産牛、牧草、水稲、パレイシヨ	3.5ha	経産牛、牧草、水稲、パレイシヨ	3.5ha	峯
認農	D	さとうきび、澱粉用甘しよ、焼酎用甘しよ、水稲、生産牛	2.6ha	さとうきび、澱粉用甘しよ、焼酎用甘しよ、水稲、生産牛	2.6ha	峯
認農	E	青果用甘しよ、パレイシヨ	1.7ha	青果用甘しよ、パレイシヨ	1.7ha	峯
認農	F	青果用かんしよ、パレイシヨ、焼酎用甘しよ、水稲	0.4ha	青果用かんしよ、パレイシヨ、焼酎用甘しよ、水稲	0.4ha	大平
認農	G	春そば	1.1ha	春そば	1.1ha	大平
認農	H	落花生	0.6ha	落花生	0.6ha	下郷
認農	I	さとうきび、澱粉用甘しよ、青果用甘しよ、水稲、飼料作物	0.1ha	さとうきび、澱粉用甘しよ、青果用甘しよ、水稲、牧草	0.1ha	下郷
認農	J	さとうきび、青果用甘しよ、澱粉用甘しよ、パレイシヨ	1.2ha	さとうきび、青果用甘しよ、澱粉用甘しよ、パレイシヨ	1.2ha	下郷
認農法	K	青果用さつまいも、さとうきび、牧草	14.7ha	青果用さつまいも、さとうきび	17.2ha	大平・峯・下郷
認農法	L	青果用さつまいも	7.5ha	青果用さつまいも	7.5ha	大平
認農法	M	青果用さつまいも	5.5ha	青果用さつまいも	9.5ha	大平・峯・下郷
認農	N	生産牛、飼料作物	4.8ha	生産牛、飼料作物	7.8ha	大平・峯
認農法	O	生産牛、飼料作物	—	生産牛、飼料作物	2.0ha	大平・峯・下郷
	P	さとうきび、澱粉用甘しよ、焼酎用甘しよ、水稲、生産牛	—	さとうきび、澱粉用甘しよ、焼酎用甘しよ、水稲、生産牛	—	峯
	Q	さとうきび、澱粉用甘しよ	1.6ha	さとうきび、澱粉用甘しよ	1.6ha	大平・峯
計	17経営体		48.2ha		62.0ha	

注1: 「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実である市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2: 「今後の農地の引き受け意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3: 「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

#### 4 3の方針を実現するため必要な取り組みに関する方針(任意記載事項)

▽農地の貸付けの意向
貸付けの意向が確認された農地は、66筆90,651㎡となっている。
▽農地中間管理機構の活用方針
認定農業者法人や拡大志向農家等の中心的経営体への集約化を目指し、農地所有者等は、出し手・受け手にかかわらず、原則として農地を中間管理機構に貸し付けていく。
▽作物生産に関する取り組み方針
本地区は、「安納いも」発祥の地として知られており、生産者の土地の需要は高く、今後ともサツマイモを基軸とした作物生産を展開していく。このため、連作障害を防止し、生産性を維持・向上させるため、土地のローテーションを地域ぐるみで行っていく。
▽鳥獣被害防止対策への取り組み方針
共同での侵入防止柵の設置等に取り組むとともに、市の鳥獣対策協議会と協力して捕獲の充実に取り組んでいく。

#### (参考)農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	安納36 他65件	90,651㎡		
計	66件	90,651㎡	0㎡	0㎡

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。